

第

63回海外日系人大会 コロナ禍を経て4年ぶりの対面開催

10月16日(月)～18日(水)に東京で
「飛躍するニッケイ社会へ期待される新世代のイニシアティブ」テーマに



天皇后両陛下ご臨席のもと憲政記念館で開催した第60回大会の開会式

当協会では10月16日(月)から18日(水)まで、第63回海外日系人大会を東京で開催する。海外からの参加者を募り、参加者同士が直接交流する形での開催は、2019年の第60回大会以来4年ぶり。「飛躍するニッケイ社会へ期待される新世代のイニシアティブ」を総合テーマに3日間のプログラムを実施する。

今大会のメイン会場となるのは、東京都新宿区のJICA市ヶ谷ビル。これまで同大会の開会式や歓迎交流会会場として利用してきた永田町の憲政記念館が現在建替工事により使用できないことから、従来2日目の国際シンポジウム(パネルディスカッション)の会場としていたJICA市ヶ谷ビルが、3日間のプログラムを通したメイン会場となる。

初日は、午後より開会式、基調講演、および当協会主催の参加者歓迎交流会を予定している。2日目は、国際シンポジウム(パネルディスカッション)もしくはオフィシャル・ツアーのどちらかを選んで参加する選択制のプログラムとし、夕刻には外務大臣主催の海外参加者歓迎レセプションが予定されている。最終日は、大会テーマと直接の

関わりはないが参加者間で共有したいテーマ等について発表する「日系人の主張」のほか、日本で生活している日系人によるスピーチ等を実施予定。

2日目を行う国際シンポジウムでは「コロナ禍から得た教訓とニッケイ社会の新たな挑戦」「共生社会実現に向けての努力と貢献」「コラボレーションの促進」という3つのテーマでパネルディスカッションを行い、各地のニッケイ社会における取り組みや課題等について発表、討議する。コロナ禍の影響でオンライン開催となった過去2回の大会では、大会宣言のとりまとめを行うことができなかったが、今大会では国際シンポジウムで討議された内容をもとに、大会宣言の採択と発表を行う予定だ。

可能な限りオンラインも取り入れたハイブリッド形式による開催とし、オンライン参加については参加資格を設けない。対面参加については、「日系人」に限定していた従来の参加資格を改め、日頃からニッケイ社会の一員として活動に関わる非日系の方々も歓迎する。

なお、今大会の総合テーマは、大会の歴史上はじめて「日系社会」を「ニッケイ社会」とカタカナで表現することとした。各地の日系団体等がコロナ禍を乗り切ることができた要因の一つに、ICTに関する技術や知識がある若い世代の活躍があったことがあげられるが、加えて多くの日系コミュニティで、活動メンバーに非日系の方々を迎え入れていることがある。当協会では、これらの人々を含めて「新世代」と表現できると考えている。

このような状況から、従来のように漢字で「日系」と書くのではなく、カタカナで「ニッケイ」と書いた方がより現在の状況を表すのにふさわしい時代になってきているのではないかという議論を重ねてきた。参加対象を正式に非日系にまで広げて開催する初めての大会となる今大会で、非日系人を含めた日系社会をカタカナの「ニッケイ社会」と表すこととした。

対面参加の参加費は、一般・18,000円、ユース・9,000円。早期申込割引も導入予定。参加登録については近日中にWEBサイト等で公開する。

日本での生活を
もっと安心に!

Health and Life Insurance for foreigners in Japan
短期滞在・日本在住・企業就労の外国人向け医療・生命保険

オススメ

短期滞在・在住者向け保険

VIVA MED-S・VIVA MED-30
(Life and Health coverage)

・短期滞在は医療保障最大100%のVIVA MED-S
・在住には医療保障30%のVIVA MED-30がそれぞれオススメです。

外国人社員・スタッフ向け保険

VIVAライト・VIVAガード
(Life and Health coverage)

・年間保険料12,000円(1ヶ月あたり1,000円)からと手頃な価格で用意。
・外国人スタッフの福利厚生の一環としてオススメです。

その他ビザに応じた各種保険を用意!



For more information, call:

TOLL FREE: 0120-656-684

TEL: 046-265-6685

Visit www.vivavida.net



少額短期保険会社
株式会社バビータメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO.,LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号



6月20日は
「国際日系デー」!!

「記念イベント」

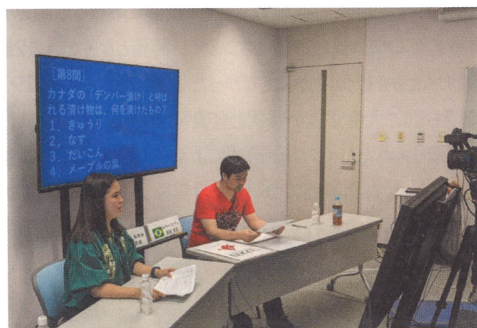
「クイズ! NIKKEI around the WORLD」を開催

2018年の制定から今年で5回目を迎えた6月20日の「国際日系デー」。当協会ではこの日を日本でもより広く、より多くの人に知ってもらうための活動として、毎年記念イベントを実施している。今年は、「クイズ! NIKKEI around the WORLD」と題したオンライン・イベントを実施し、世界各地の日系社会にまつわるあれこれをクイズとして出題した。事前に回答を応募してもらったうえで、6月18日にクイズの正解と解説をライブ配信で発表。ペルー、ブラジル、フィリピンからの現地レポートのほか、JICA横浜 海外移住資料館からの中継なども交えた楽しい配信となった。事前に寄せられたクイズの回答は235件。そのうち9名の全問正解者には、電子表彰状が授与された。



司会の仁田原さん(左)と宮部さん(右)

日系留学生在が司会を担当



横浜のライブ会場

ライブ配信では、当協会が受入れている日本財団日系スカラーシップの現役留学生である、宮部武志さんと仁田原晃美さんの2人が司会進行を務めた。宮部さんは、ブラジル、リオ・グランデ・ド・スール州のイボチ移住地出身の日系2世。現在、東京農業大学大学院で植物の乾燥耐性を向上させるための分子メカニズムについて研究をしている。仁田原さんは、ボリビア、サンファン移住地出身の日系2世で、横浜市立大学大学院の神経解剖学教室に所属している。それぞれに多忙な日々を送っている2人だが、事前にリハーサルを重ね、配信当日は緊張しながらも意々とクイズ大会を進行してくれた。

日常の日本語会話にはまったく不自由しない2人とはいえ、カメラの真正面に座り、日本語の長文で書かれたシナリオを読みながらの司会進行は、大きなプレッシャーだったと話す。それでも、2人のアドリブの掛け合いはとても微笑ましく、日系の若者が、日本語

で、世界各地の日系社会を紹介するという頼もしい姿は、視聴者から大好評を得た。

難問に苦戦??海外からのレポートも

事前に出題されたクイズは全部で11問。日本人にも割と知られていそうな易しめの問題から、「これを知っている人はほとんどいないのでは?」と思われるようなレアな難問までを取り揃え、回答方法も4択方式のものど記述式のものを用意した。その結果、全問正解者は想定していたよりも少なかったが、想像力豊かな楽しい回答がたくさん寄せられ、そうした回答をひとつひとつ確認する作業もまた楽しいものとなった。

ペルー日系人協会、フィリピン・ダバオのミンダナオ国際大学、およびブラジル・パラカソ日伯文化協会からは、それぞれクイズの出題や解説レポート、資料映像等を提供いただいた。海外日系団体との協力・連携によってこのようなプログラムが実施できたことは、当協会にとって大変有難く心強いことであると再認識すると共に、視聴者からはクイズ大会第2弾を期待する声も聞かれる嬉しい結果となった。



パラカソ日伯文化協会から届いた焼きそばの映像

当協会YouTubeチャンネルでは現在、録画版を公開しているので、まだ視聴していない方はぜひチェックしてみてください。

視聴リンク

https://youtu.be/_baEM691xUg



ペルー日系人協会の須田すえりさん



ミンダナオ国際大学のイネス・マリヤリ山之内学長

各地の記念イベント&祝福メッセージ

FROM SÃO PAULO



「私たちのルーツを守ろう・日系社会における日本語の重要性」と題した講演会

ブラジル日本文化福祉協会では、2019年以来毎年、青年委員会および日本ブラジル架け橋プロジェクト委員会のメンバーが中心となって国際日系デーの記念イベントを実施している。今年、6月17日、18日の両日に行われた「文協文化祭り」の中で、日本人のブラジル移住115周年と国際日系デーを祝ったイベントとして、日系社会における日本語の重要性、美食と芸術における日系人の価値観、アニメ・タトゥーにおける日本の創造力等をテーマに、それぞれ講演会(しゃべり場)を開催した。

また、6月20日の国際日系デー当日には、文協デジタルのYouTubeチャンネルで国際日系デー記念企画のオンライン・プログラム「Dekasseguês??? O que é isso??? (デカセグーズ???って何?)」が配信された。

プログラムでは、武蔵大学教授のアンジェロ・イシ氏(当協会常務理事)が、日本で生活する日系ブラジル人の間で話されている言語「デカセグーズ」(ポルトガル語と日本語をごちゃ混ぜにしたデカセギ語という意味)について、かつてブラジルに移住した日本人移民が作り出した「コロシア語」も例にあげつつ考察した。そして、在日日系コミュニティの30余年の歴史と現在について、同氏が「パートタイムミュージシャン」と呼ぶデカセギ日系ブラジル人音楽家たちが、デカセギの日常や想いを歌った曲の歌詞と共に紹介した。

また、愛知県立大学准教授の末永エウニセ氏による「デカセグーズ」対談や、日本在住のミュージシャン、ロベルト・カサノバさん&ミカ・ダ・シウバさん夫妻によるトークと、彼らが「デカセグーズ」を織り交ぜて歌う楽曲『ここから』のライブ映像が届けられた。



20/6 às 9h Assista no canal do YouTube Bankyo Digital

FROM HAWAII

ハワイからは、ハワイ日系人連合協会、琉球舞踊団「Senjukai」のみなさんより、「Happy International Day of Nikkei!」の祝福がビデオメッセージで発信された。



Senjukai



ハワイ日系人連合協会

FROM LIMA

ペルーからは、パンアメリカン日系人協会のフェルナンド・スエナガ会長が世界の日系コミュニティへ向けたメッセージを発信したほか、ペルー日系人協会、ラウニオン総合運動場協会(AELU)よりお祝いメッセージの動画が届けられた。



ペルー日系人協会



ラウニオン総合運動場協会(AELU)

FROM YOKOHAMA

横浜の海外移住資料館では、6月18日の「海外移住の日」、そして6月20日の「国際日系デー」をそれぞれ記念して、両日に資料館を訪れた来館者が受付でキーワード(それぞれ、「6月18日は海外移住の日」、「6月20日は国際日系デー」)を言うと、日系人アーティストがデザインしたオリジナルのクリアファイルがもらえるキャンペーンを実施した。



日系人アーティストがデザインしたオリジナルのクリアファイル

FROM OKINAWA

JICA沖縄では、6月18日の「海外移住の日」と6月20日の「国際日系デー」を記念して、センター内の3カ所で移民関連のパネル展示を開催した。展示を回ってクイズに答える、クイズラリーも実施し、参加者には「世界をつなぐウチナンチュ・世界地図」がプレゼントされた。

国際日系デーとは...



1908年に第1回ブラジル移民船笠戸丸がサントス港に到着した日にちなみ、日本では総理府(現内閣府)が6月18日を「海外移住の日」と定めている。ブラジルでは6月18日を「日本移民の日」として関連行事や記念ミサ・法要が行われているほか、各国の日系社会それぞれに「移民の日」がある。

一方で、日系人にとって国を越えた共通の記念日はなかったことから、世界共通の記念日を設けることで、日系人としてのルーツに思いを馳せ、受け継いできた日系レガシーを継承し国際社会に貢献していこうと、日系人自らが発案し制定されたのが、「国際日系デー」だ。

2017年にパンアメリカン日系人大会(ペルー・リマ開催)で「国際日系デー」の制定が提案され、翌2018年6月に、世界各国の日系人が集まる「第59回海外日系人大会」(ハワイ開催)において、日本からの最初の集団移民がハワイに上陸した6月20日を記念日として制定することが宣言された。



ロサンゼルス発

知ってほしい！ 深刻化する日系社会の高齢化問題

高齢化社会にともない、介護・福祉にまつわる様々な課題に直面しているのはここ日本だけではない。北米ロサンゼルスでは、長年にわたって日系コミュニティからの金銭的援助とボランティアによって運営・維持されてきた日系高齢者用の施設が2016年に民間企業に売却されたことにより、日本的文化に配慮したサービスを必要とする日系高齢者の多くが、手ごろな費用で利用できる長期看護・介護施設をなくし行き場を失っているという。

日系高齢者の受け皿がない！

2015年に日系高齢者施設の売却に反対するためにロサンゼルスの日系コミュニティ有志によって立ち上げられ、現在は施設再建のために活動している「高齢者を守る会」では、2018年から2019年にかけて、北米の日系人集住地域で「日系社会の看護・介護施設の再建を考える」と題した意識調査を実施した。17歳～100歳、新1世から5世までの約1500名から寄せられた回答によると、米国生まれの日系アメリカ人の数は、若年層に限ってみれば米国以外で生まれた日本人の数を上回るが、65歳以上のシニア層になると、日本で生まれて渡米したいいわゆる「新1世」の数がアメリカ生まれをしのぐ逆転現象が生じているという。認知症を患う人も少なくなく、それまで問題なく使えていた英語を徐々に忘れてしまうため、現地で生まれ育ち英語を母語とする子供や孫世代とのコミュニケーションが難しくなっているケースもある。

同調査によると、日系高齢者の3人に2人が日本語によるサービスを提供する施設への入居を望んでいるが、その受け皿が全く足りていないのが現状だ。また、日系高齢者施設への入居を希望している人の多くが、かかる費用についての現状(各種医療保険がどのようなケアをカバーするか)について実はよく理解しておらず、漠然とした認識のまま高齢期を迎えていることも明らかになった。

海外で不本意な老後を過ごさないために



1989年にロサンゼルスで日本語の情報誌「ライトハウス」を創刊し、同社の会長として現在もロスに暮らす込山洋一氏は、今後、日系社会の高齢化問題(高齢者の受け皿がない)はますます深刻になると予想している。そして、この現象はアメリカの日系社会に限らず、全世界的に見ても同様なのではないかと警鐘を鳴らす。

「ライトハウス」では、この状況をできるだけ広く知ってもらい、少しでも早く老後の生活設計について考えてもらおうと、アメリカで老後を迎えるために必要な情報の提供だけでなく、日本に帰国し日本で老後を迎えるというオプションについても積極的に提案し、情報提供を行っている。

「これから高齢化を迎える海外のシニアのみなさんに、早め早めに老後の準備をしていただき、海外で不本意な老後を過ごす方を一人でも多く減らしたい」。込山氏の訴えは、切実だ。

同社が今年6月に企画・開催した海外在住の日系シニア層を対象としたウェビナー「日本への本帰国準備&2拠点生活(および回遊型生活)を考えるフェア」では、2日間にわたって日本での住まい探しや、税務・各種手続きに関する専門家セミナー等、本帰国や2拠点生活の実現に役立つ情報を発信し、世界の各地から視聴された。同フェアの様子は2023年9月30日までの期間限定で、以下のリンクより視聴可能となっている。(英語字幕付き)



日本語情報誌「ライトハウス」会長の込山洋一氏



視聴リンク

<https://bit.ly/KIKOKU2023ENREC>

▼QRコードからも
視聴できます



Mã japonesa de um adolescente de pai brasileiro, autorização de concessão de passaporte e documentos ブラジル人の父を持つ息子のために 必要な書類の手続きについて

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Há 20 anos atrás, conheci um brasileiro que estava a trabalho no Japão. Sou japonesa e como nunca tive oportunidade de fazer amizade com um estrangeiro fiquei bastante empolgada. Entre amizade e namoro ficamos juntos por um ano, e como o término de seu contrato de trabalho estar se aproximando, em breve teria que retornar ao Brasil, então me pediu que fosse junto com ele e resolvemos nos casar. No início tudo ia bem, pois tudo era novidade. Me esforcei no aprendizado do português para nos comunicarmos melhor e também poder conviver bem com a família dele. Mas, com a difícil adaptação aos novos costumes e a comunicação precária, a relação foi-se desgastando, mas justamente neste período fiquei grávida, então tentei me esforçar um pouco mais pelo bebê que estava por nascer. Quando o meu filho completou 3 anos, com a situação bem insuportável nos divorciamos, resolvi retornar com o meu filho para o Japão. Hoje meu filho está com 17 anos, e tem dupla nacionalidade. Futuramente, se o meu filho optar em viver no Brasil sem que ocorra nenhum problema, como mãe tenho a responsabilidade de providenciar a documentação necessária. Porém, não quero entrar em contato com o meu ex marido e nem com a sua família para a solicitação de documentos, tenho comigo somente a certidão de nascimento e o passaporte de quando retornamos ao Japão. Neste caso como devo proceder?

A A escolha de sair de um país e ir para um outro componente diferente é sempre cheio de sonhos, expectativas, uma mistura de medo e euforia, uns se adaptam e outros não, visto que são culturas e povos completamente diferentes. Infelizmente no seu caso, parece que não foi como o esperado e lamento que tenha se decepcionado. No Brasil existem uma série de documentos que são obrigatórios e que todo o cidadão deve portar. E, todo brasileiro do sexo masculino, deverá obrigatoriamente fazer o seu alistamento militar. Os documentos básicos exigidos para todos os brasileiros mesmo aqueles que residem no exterior são:

Passaporte menor de 18 anos: autorização obrigatória de ambos os genitores (no caso do pai ou mãe não estar presente, formulário de autorização com firma reconhecida em cartório).

Certificado de Alistamento Militar (CAM): o alistamento deve ser feito até junho do ano em que completar 18 anos e subsistirá até 31 dezembro do ano em que completar 45 anos, os cidadãos no exterior poderá solicitar o Certificado de Dispensa de Incorporação (CDI) que é a concessão a brasileiros no exterior que torna desnecessária a apresentação anual para adiamento de incorporação. Este pode ser solicitado no momento do alistamento militar, caso não solicite o CDI deverá apresentar-se anualmente no consulado de sua jurisdição e apresentar o CAM.

Título de Eleitor (TE): O voto é obrigatório a todo o cidadão brasileiro alfabetizado maior de 18 e menor de 70 anos, a partir de 16 anos já é possível solicitar o título de eleitor, a solicitação deverá ser realizada

Cadastro de Pessoa Física (CPF): Com a aprovação da Lei nº 14.534 de janeiro de 2023, o CPF passa a se tornar número único de identificação do cidadão em bancos de dados do serviço público. Os novos documentos emitidos ou reemitidos terão como número de identificação o número do CPF, a partir de janeiro de 2024 o CPF será obrigatório a todos os cidadãos brasileiros.

Todavia, no que se refere ao **Registro Geral (RG)** não é possível a emissão no exterior, visto que os consulados do Brasil no exterior não estão autorizadas a emissão, este documento só poderá ser emitido ou renovado pelas Secretarias de Segurança Pública estaduais.

Toda solicitação deverá ser feita através do sistema e-consular

<https://www.gov.br/mre/pt-br/consuladotoquio/nihongo>

Sobre o CPF em japonês

<https://www.gov.br/mre/pt-br/consuladonagoia/65e5672c8a9e/98184e8b696d52d94e0089a7/cpf-7d0d7a0e8005756a53f7>

相談 私は日本人です。20年ほど前、日本で働いていたブラジル人男性と知り合いました。それまで外国人と知り合う機会がなかったのでとても楽しく、友だち期間を経て1年間ほど一緒に過ごしました。彼の仕事の契約終了が近づいてブラジルに戻らなければならなくなった時、彼から一緒にブラジルに行くかと誘われ、結婚しました。

最初はすべてが順調で、彼の家族とうまくやっていたようにポルトガル語を学ぶ努力もしたのですが、新しい習慣に適應することは難しく、コミュニケーションが十分ではなかったため徐々に関係は冷めていきました。しかし、ちょうどこの時期に妊娠したので、生まれてくる赤ちゃんのためにもう少し頑張ろうと思いました。

息子が3歳になったとき、お互いにこの状況に耐えられなくなったため離婚し、息子を連れて日本に戻りました。現在息子は17歳で、二重国籍を持っています。将来、息子がブラジル人として生活したいと希望したときに不自由ないために、親の責任として、必要と思われる届出やブラジルの書類はすべて準備しておきたいと思っていますが、そのためにはどうすればよいでしょうか。元夫やその家族と連絡を取ることはしたくありません。私が持っているのは、出生証明書と日本に帰国したときのパスポートだけです。

回答 自分が生まれ育った国とは異なる別の国に行くという選択は、夢や期待、不安と高揚感が入り混じったものだと思います。文化や習慣が全く異なる生活に馴染むことができる人もいれば、うまく行かない人もいます。あなたの場合は、思い描いていた通りにはいかなかったようで、失望して帰国されたことはとても残念だったと思います。

ブラジルでは、すべての国民に携帯が義務付けられている一連の書類があります。また、男性の場合は徴兵登録をしなければなりません。在外に居住するブラジル人に必要な基本的登録事項や書類は次のとおりです。

1. パスポート: 18歳未満の場合、申請には両親の承諾が必要です(片親の場合は、それを示すための公的証書)。

2. 徴兵登録証明書 (CAM): 18歳以上45歳未満のブラジル国籍を有する男性は、18歳になる年の6月30日までに徴兵登録することが義務付けられています。在外ブラジル国籍者は兵役免除証明書 (CDI) を申請することで毎年入隊延期申請が不要となります。徴兵登録申請の際に同時に兵役免除証明書の申請を行うか、又は国外に3カ月以上滞在している場合はいつでも申請することが可能です。

3. 選挙人名簿登録 (TE): 18歳以上70歳未満の識字能力のあるブラジル国民全員に投票が義務付けられており、16歳から選挙人名簿への登録を請求することができます。申請手続き、更新、再発行は選挙最高裁判所 (TSE) の電子申請書 (TituloNet) で行うことができます。

4. 納税者番号 (CPF): 2023年1月11日の法律第14,534号の施行により、納税者番号 (CPF) が公共サービスのデータベースにおける国民固有の識別番号になります。2024年1月以降、行政手続きを行うブラジル国籍者はCPFの提示が義務となり、新たに発行または再発行される書類には、識別番号としてCPF番号が付けられます。CPFは、在外居住者でもオンラインで申請できます。

なお、身分証明書 (RG) については、在外のブラジル領事館では発行が認められていないため、国外で発行することはできません。身分証明書はブラジルの各州公安局によってのみ発行または更新されます。

▼申請には、オンライン予約システム“e-consular”により事前予約を行う必要があります

<https://www.gov.br/mre/pt-br/consuladotoquio/nihongo>

納税者番号について (日本語)

<https://www.gov.br/mre/pt-br/consuladonagoia/65e5672c8a9e/98184e8b696d52d94e0089a7/cpf-7d0d7a0e8005756a53f7>

日系4世ビザの要件一部緩和

6月初旬、日系4世の在留資格制度について、出入国在留管理庁が一定の日本語能力などの要件を満たした4世に「定住者」の資格を与えることなどを盛り込んだ制度改正を行う方針であることが報道された。

2018年7月1日にスタートした日系4世の更なる受入制度により、当初日本政府は年間4,000人の受入れを見込んでいた。しかし、年齢制限や家族の帯同不可、高すぎる日本語能力の要件などが壁となり、22年末時点で在留者は128人にとどまっている。昨年5月、ブラジルの5団体(ブラジル日本文化福祉協会、サンパウロ日伯援護協会、ブラジル日本都道府県人会連合会、日伯文化連盟、国外就労者情報援護センター)が共同で、制度改正に関する要望書を日本政府に提出していた。

要件緩和を求めて声を上げてきた国外就労者情報援護センター(CIATE)理事長で弁護士の高宮正人氏(当協会評議員)は、「今回の政府案は一步前進とも言えるが、在伯日系社会の要望とはまだまだかなりかけ離れている。今後パブリックコメント等を通じて、こちらの声を日本側に伝えていきたい」とコメントしている。

海外移住家族会交流懇談会 4年ぶりに横浜で開催



親族等が海外に移住した日本の留家族らで構成する都道府県海外移住家族会は、1999年に(社)日本海外移住家族会連合会が解散した以降も各都道府県で県費留学生・子弟研修員の受入れや、交流活動などを行ってきたが、近年は会員の高齢化等によりその活動が縮小あるいは解散にいたる会も増えている。

6月14日、当協会が4年ぶりに横浜で開催した交流懇談会には、富山県と島根県の家族会が対面参加、徳島県と鹿児島県の家族会がオンラインで参加した。それぞれの活動状況、取組や課題等について報告されたほか、事前アンケートに寄せられた今回不参加だった県の活動状況等についても情報共有を行った。

日系社会 Topics

鹿児島県からは、移住者の親族以外を取り込んだ会員増加の取り組み等について考えたいという意見があったほか、当協会事務局からは、不足している4世受入サポーターに家族会会員になることで双方向にメリットが生まれる可能性について言及した。

次世代日系人との連携可能性 検討事業が始動

日本財団は、共通の課題を有する次世代日系人リーダーと協働し、連携の可能性についてオンラインで議論し、持続可能な事業案の提示につなげることを目的に、2023年4月から「次世代日系人との連携可能性検討事業」を始動した。

検討会では松本アルベルト氏をファシ

リテーターとし、4月に開催された第1回の会議では、コアメンバーである日系スカラーシップOBの橋谷エルナン氏(ペルー)が、自身の留学経験や国際協力事業、日本企業との連携などについて発表した。第2回では、同じくOBでコアメンバーの松田デレク氏(ペルー・日本在住)が、在日日系人としての役割について、自身の経験に基づき発表した。それぞれの発表後にはオブザーバーがコメントを述べ、参加者同士で意見交換が行われた。

当協会は本事業の事務局を務め、今年10月開催の海外日系人大会にて検討結果を発表することが予定されている。



なにができるんだろう？

夢と希望にあふれた
社会づくりを実現させるために、
わたしたち大成建設は
これからも人がいきいきとする環境を創造します。

地図に残る仕事。
大成建設
TAISEI
For a Lively World

